

コンプライアンスに魂を込める

(レジュメ作成：弁護士 川村真文)

I	コンプライアンスとは何か.....	2
II	「法令遵守」の背景と現状.....	2
III	「法令遵守」の難しさ.....	2
IV	企業における「法令遵守」の位置づけ.....	3
V	いかにして「法令遵守」に魂を込めるのか.....	3
VI	コンプライアンスで守られるべき基準とは何か.....	4
1.	企業を定義するもの.....	4
2.	企業の社会的責任.....	4
3.	守られるべき基準とは何か.....	4
VII	(企業にとって) 何故「法令遵守」が必要か.....	4
VIII	コンプライアンス導入への具体的手順.....	5
1.	担当者・担当部署の確定.....	5
2.	基準の策定.....	5
3.	企業内システムと基準の整合性.....	5
4.	双方向コミュニケーション.....	5
5.	ハンドブック.....	6
IX	違法行為があった場合.....	6
X	取締役の責任.....	6
XI	違法行為防止についての米国の制度.....	8

I コンプライアンスとは何か

A：法令遵守

B：法令に限らず、会社が守るべき基準（倫理・事業目的による基準等）の遵守
企業（を構成する人）の行動規範として位置づけ⇒Bの意味で用いる。

II 「法令遵守」の背景と現状

背景：

- 日本ハムの牛肉偽装事件
 - ・ **2002**年8月、買取対象でない輸入牛肉の混入が判明⇒子会社の日本フードの関係を刑事告発
- 雪印乳業グループの不祥事
 - ・ 集団食中毒事件（**2000**年6月）
 - ・ 雪印食品の牛肉偽装事件（**2002**年1月）⇒雪印食品解散（**2002**年4月）
 - ・ 雪印乳業は、牛乳、アイスクリーム等の主要事業を本体から分離し、バター、チーズ等の乳製品事業に特化する解体的出直し
- 東京電力の原発トラブル
 - ・ **1980**年代後半から**90**年代前半にかけて、原子力発電所での点検記録に虚偽記載。原子炉圧力容器内のひび割れを発見しながら報告せず。

現状：

担当部署を作った。

立派な冊子も作った。

しかし実践されていない。

III 「法令遵守」の難しさ

会社のトップはほとんど全員「法令遵守」は重要であるという。

弁護士は皆「法令遵守」が重要であるという話をする。

しかし、その実践が伴わない。⇒「法令遵守」に魂を込めることが必要。

- 中坊公平氏（元日弁連会長）、起訴猶予に 詐欺容疑を全面的に認める。
旧住管機構の回収額を不当に増額することを計画。2区画の土地を総額43億円で売却する合意をしながら、優先抵当権を持っていた明治生命と横浜銀行に対し、売却合計額が32億円だと虚偽説明。2社に9億円ずつを支払い、優先抵当権を抹消させ、旧住管機構が不当な利益を得た。（日経朝刊（**2003**年**10**月**18**日））
- 著名弁護士のインサイダー取引違反

IV 企業における「法令遵守」の位置づけ

企業にとって、法令遵守は目的ではなく、条件にすぎない。

(スポーツにおいて、ルールの遵守は条件であり、目的ではないのと同じ。)

法令を遵守する企業というだけでは、どのような事業を行っているかは知りえない。

V いかにして「法令遵守」に魂を込めるのか

「法令遵守」について分厚いマニュアルを作ることが魂を込めることではない。

「法令遵守」を独立させて特別扱いをすればするほど、その実践はままたらないという皮肉な結果に陥る。

(←法令遵守は事業目的ではない。)

- 企業の事業目的からの行動基準を作成
その行動基準の中に、「法令遵守」を組み込む。
 - ・ 違法行為をしないこと自体が事業目的につながるわけではない。⇒その実践の意欲がわからない。
 - ・ 「談合するな」だけでは意味がない。「談合するな」というのであれば、談合せずに事業目的を達成する道筋が示されなくてはならない。

- 独自の基準
当該会社独自の基準を作成する。
独自のものであればあるほど良い。

3つの基準
 - (1) 事業の目的(満たすべき顧客のニーズ) ⇒ 企業自体の**独自の基準**(その基準の遵守と企業の目的達成とのリンク)
 - (2) 事業の目的(満たすべき顧客のニーズ)の確定 ⇒ 事業の定義 ⇒ 必要な活動の決定 ⇒ それに関連する**法規制**
 - (3) 事業から確定される範囲における**社会的責任**からの基準。

- 形式ではなく実体による理由付け
 - × 「法令を遵守せよ」
 - 会社が、当該法令を遵守することによって、どのような利益を守ろうとするのかの視点から法令遵守を組み込む。
 - (1) ステークホルダーの(正当な)利益保護
 - (2) 手続規制(e x. 市場を守る)

- 価値観の共有

当該企業が自ら法令遵守を組み込んだ事業目的達成のための行動基準を作成し、その遵守を表明する。

- ・ 法令を遵守するかどうかは、各企業の選択である。(法令を遵守せずに儲ける違法企業はたくさんある。(e x. 違法な闇金))
- ・ 法令を遵守しないことを選択した企業については、法令遵守は無関係。

VI コンプライアンスで守られるべき基準とは何か

1. 企業を定義するもの

企業の目的はその事業目的。その出発点は顧客。

事業は、顧客が財やサービスを購入することによって満足させようとする欲求により定義される。

2. 企業の社会的責任

- (1) 企業が社会に与える影響についての責任⇒自動的に責任が生じる。
- (2) それ以外の社会の問題についての責任⇒「権限をもっているか、持つべきか」を自問。持つべきでないことに対してあえて責任を持つのは、権力欲の表れにすぎない。(P.F.ドラッカー マネジメント (基本と原則) P103)

3. 守られるべき基準とは何か

- (1) 企業の事業目的 (企業が満たそうとする顧客のニーズ) 達成のために導き出される基準
- (2) 企業の社会的責任から導きだされる基準
- (3) 倫理 (公正さ)
- (4) 関係法令
 - ① 各ステークホルダーの利益保護
 - ② (手続的) ルール

VII (企業にとって) 何故「法令遵守」が必要か

「企業は法律以上に社会的責任、倫理を果たさなければ生き残っていけない。」

(NACS消費生活研究所長宮本一子氏)

「法令や社会の価値観に反する行動によって企業が大きなダメージを受ける」

「変わっていく消費者の意識と、社会の価値観に合わせて行動しなければ、経営はうまくいかない」

(経済同友会代表幹事 北城恪太郎)

v s .

- 生き残り、利益をあげている、違法企業はたくさんある。
生き残りのために必要かどうかではなく、当該企業が「信頼される企業」となることを選択するかどうか。

VIII コンプライアンス導入への具体的手順

1. 担当者・担当部署の確定

- 社長の関与
(←事業目的からの基準)
- 総務部／法務部
(←活動に関する法規制の側面)
- コンプライアンス・オフィサー
(←直接のホットライン)

2. 基準の策定

上記、「守られるべき基準とは何か」を参照
見直しの必要性。

3. 企業内システムと基準の整合性

昇進・賞与等との整合性。

- 法令に違反しながら利益もたらした者の処遇

4. 双方向コミュニケーション

社長／担当部署⇒従業員

- コンプライアンス基準とその理念の伝達

従業員⇒コンプライアンス・オフィサー

- ホットライン（通常の社内組織上の報告体制とは別のもの）
コンプライアンス違反についての情報提供

従業員⇒担当部署

- 新たなコンプライアンス問題についての情報提供
 - ・ 新たな活動
 - ・ 法令の改正

5. ハンドブック

実例

- ○○の基本方針
 - ・ ○○の目的
 - ・ そのために
- 会社の決意
 - ・ 社長名での決意表明
- コンプライアンスの重要性とハンドブックの位置づけ
 - ・ コンプライアンスとは
 - ・ ハンドブックの目的と使い方
- 問題がありそうなとき、問題が生じたときの相談先
- 事業活動におけるコンプライアンス
 - ・ 研究開発活動
 - ・ 製造活動
 - ・ 販売および販売関連活動
 - ・ 社会との関係
 - ・ 会社財産の保護・活用
 - ・ その他の諸活動
 - ・ 政治・行政との関係
 - ・ 公正な取引・競争に関して
- 利害関係者との関係
 - ・ 顧客との関係
 - ・ 株主との関係
 - ・ 従業員との関係
- 違反への対処
- 関係法令及び社内規則一覧表

IX 違法行為があった場合

従業員に何らかの違法行為があった場合

- ① 違法行為の相手方に対する損害賠償
- ② 違法行為に対する当局からの罰金・行政罰等の支払
- ③ 違法行為に伴う信用の失墜

それに対して、経営者（取締役／監査役）は代表訴訟を通じて、個人的責任を負わされる。

X 取締役の責任

規模がある程度以上の会社になると、健全な会社経営のために会社が営む事業の規模・特

性等に応じたリスク管理体制（内部統制システム）を整備する必要がある。（コンプライアンス＝法令遵守体制の整備を含む。）

リスク管理体制の大綱は取締役会で決定し（商 260 条 2 項）、代表取締役は、社内の各部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき義務を負う。

取締役は、取締役会の構成員として、また代表取締役または業務担当取締役として、

- ① リスク管理体制を構築すべき義務、及び
 - ② 代表取締役と業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務
- を負う。

大和銀行事件（大阪地判平 12・9・20）

「1 リスク管理

健全な会社経営を行うためには、目的とする事業の種類、性質等に応じて生じる各種のリスク、例えば、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の状況を正確に把握し、適切に制御すること、すなわちリスク管理が欠かせず、会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（いわゆる内部統制システム）を整備することを要する。そして、重要な業務執行については、取締役会が決定することを要するから（商法二六〇条二項）、会社経営の根幹に係わるリスク管理体制の大綱については、取締役会で決定することを要し、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負う。この意味において、取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築すべき義務を負い、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負うのであり、これもまた、取締役としての善管注意義務及び忠実義務の内容をなすものと言ふべきである。監査役は、商法特例法二二条一項の適用を受ける小会社を除き、業務監査の職責を担っているから、取締役がリスク管理体制の整備を行っているか否かを監査すべき職務を負うのであり、これもまた、監査役としての善管注意義務の内容をなすものと言ふべきである。

もっとも、整備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが現実化して惹起する様々な事件事故の経験の蓄積とリスク管理に関する研究の進展により、充実していくものである。したがって、様々な金融不祥事を踏まえ、金融機関が、その業務の健全かつ適切な運営を確保するとの観点から、現時点で求められているリスク管理体制の水準をもって、本件の判断基準とすることは相当でないと言ふべきである。また、どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に、広い裁量が与えられていることに留意しなければならない。」

利益供与をめぐる神戸製鋼の株主代表訴訟での神戸地裁の所見

「企業のトップとしての地位にありながら、内部統制システムの構築等を行わないで放置してきた代表取締役が、社内においてなされた違法行為について、これを知らなかったという弁明をするだけでその責任を免れることができるとするのは相当でない」

XI 違法行為防止についての米国の制度

- 取締役は、「上級経営陣及び取締役会自身に、・・法律遵守及びその業績に関して判断を行うのに十分かつ正確な情報を適時に提供するために合理的に設計された情報及び報告システムを確保する義務を有する。」 (In re Caremark International Inc. derivative litigation 698A.2d 959.(Del. Ch. 1996)) (Corporate directors have a duty to assure “that information and reporting systems exist in the organization that are reasonably designed to provide to senior management and to the board itself timely, accurate information sufficient to allow management and the board, each within its scope, to reach informed judgments concerning both the corporation’s compliance with law and its business performance.”)

- 米国連邦量刑委員会(U.S. Sentencing Commission)の量刑ガイドライン(Sentencing Guideline)に規定される、「法違反を防止し探知するための効果的プログラム (effective program to prevent and detect violations of law)」であるために要請される最低限の要件。
 - ① 合理的に違法行為を削減し得る遵守基準及び手続の策定。
 - ② トップレベルの人員が遵守の監督を所管する。
 - ③ 違法行為を行う傾向のある人物に実質的な裁量を与えない。
 - ④ 訓練プログラムへの参加や説明の配布等により、基準と手続を全従業員に認知させる。
 - ⑤ 監査システムや報告システム等を通じて遵守を図る。
 - ⑥ 合理的な制裁システムによる、一貫した基準の実施。
 - ⑦ システムの修正等を通じての再発防止。